

内閣府

○ 令第三号

農林水産省

農林物資の規格化等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号）第十二条第三項、第五項及び第八項の規定に基づき、農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づく申出の手續等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十八年三月八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

農林水産大臣 森山 裕

農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づく申出の手續等に関する命令の一部を改正する命令

内閣府

農林物資の規格化等に関する法律の規定に基づく申出の手續等に関する命令（平成二十一年 農林水産省 令

農林水産省

第八号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、同条第二項第一号中「製造業者

等」の下に「又はその者とその事業に関して関係のある事業者」を加える。

附 則

この命令は、平成二十八年四月一日から施行する。